

プレスリリース
令和3年3月29日



－ 審査事務規程の一部改正について（第35次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和3年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の幅を測定する際に、安全運転支援のための検知装置等を含めないこととします。[7-2]
 - オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量2.5tから3.5t以下の乗用自動車（乗車定員10人以上のものを除く。）を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-30]
 - 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面の高さにかかわらず適用します。[7-23、7-26、7-31]
 - フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量2.8tから3.5t以下の貨物自動車を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-29]
 - 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車及び車両総重量3.5t以下の貨物自動車には、協定規則第153号の技術的な要件を適用することとします。[6-23、7-23、7-25、7-26]
 - 自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準について、自動運行装置を備える自動車以外にも適用します。[7-27、8-27]
- ② テスタ等による審査について、新設の第9章「テスタ等による機能維持確認」に集約
 - 機能維持の確認をテスタ等により行う場合について、各装置に規定されていた基準を一つの章に整理することにより明確化します。[第9章]

- ③ 並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化について [別添 3]
 - 技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化
 - WTA ラベル等の審査の厳格化
 - 技術基準等の適合性を証する書面の統一化
 - 「指定自動車等と関連」と判断するための資料の明確化

- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 自動車の型式の指定等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の型式の指定等に係る審査時試験規定（TRIAS）を改正します。[別添 1]

- ② 外国の試験機関について、（TÜV NORD（ドイツ）、UTAC（フランス））等の試験項目の指定の追加等に伴う改正 [別表 2]

- ③ その他、所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347